

岐阜市保健所ほか1施設ガス需給仕様書

1 概要

- (1) 件 名 岐阜市保健所ほか1施設で使用するガス
- (2) 供給場所 岐阜市長が指定する場所
- (3) 供給建物 岐阜市保健所、岐阜市南保健センター
- (4) 業種及び用途 官公庁（事務所等）

2 仕様

- (1) ガス種別 都市ガス（13A）
- (2) 供給熱量 45MJ/m³
- (3) 供給圧力 低圧
- (4) 予定使用量等 別紙のとおり
- (5) 供給期間 令和8年3月の検針日の翌日から令和9年3月の検針日まで

(6) 計量器

岐阜市保健所 住所：岐阜市都通2丁目19番地

種別	メーター番号	最大ガス 通過流量 (m ³ /h)	負荷計測器	設置場所	主な使用機器
一般用1 福祉	ND40-001325	40	有	建物 地下	ガスコンロ 湯沸器 炊飯器 オーブン ガステーブル
一般用2 保健所	ND100-004875	100	有		湯沸器 ガスコンロ オーブン 炊飯器
空調用	ND100-004877	100	有		吸収冷温水機

岐阜市南保健センター 住所：岐阜市茜部菱野1丁目75番地2

種別	メーター番号	最大ガス 通過流量 (m ³ /h)	負荷計測器	設置場所	主な使用機器
一般用	NB50-002978	50	無	建物北	湯沸器 ガスコンロ 給湯器
空調用	NB50-002793	50	無		冷温水機

※財産については、岐阜市を供給区域とする一般ガス導管事業者のものである。

(7) 需給地点

岐阜市を供給区域とする一般ガス導管事業者が設置したガス供給設備の最終フランジの接続点

(8) 供給期間中のガスの契約に影響するようなガス設備の変更予定なし

3 その他特記事項

(1) ガス料金の計算方法

ア ガス料金の算定は、1月（前月の検針日の翌日から当月の検針日までの期間をいう。）の使用量により行うものとする。

イ 毎月のガス料金＝定額基本料金＋（従量料金単価＋原料費調整額）×使用量
（消費税及び地方消費税相当分を含む。）

ウ 原料費調整額及び適用期間は、岐阜市を供給区域とする旧一般ガス事業者の基本約款に準ずることとする。

エ ガス使用量の単位は、立方メートルとし、その端数は小数点第1位以下の端数を切り捨てる。

オ ガス料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。

カ 別途、ガス料金の割引提示をする場合は、計算方法及び適用条件を明示すること。

- (2) 時間当たりの最大使用量の算出が必要な場合は、負荷計測器の設置、又は、計量器の最大ガス通過流量の合計値を最大使用量とするなど、発注者と受注者による協議のうえ、決定する。
- (3) 今回の契約を実行するため、負荷計測器設置等の改造費用が発生する場合は、受注者負担とする。
- (4) ガス料金の支払いは毎月とし、受注者は(1)に基づき算定されたガス料金を発注者に請求するものとする。
- (5) 毎月の請求書等は、岐阜市保健所分については岐阜市保健所へ、岐阜市南保健センター分については岐阜市南保健センターへ送付すること。
- (6) 受注者は、ガス事業法（昭和29年法律第51号）の定めるところにより、消費機器の調査、危険発生防止周知を行うものとし、ガス工作物の点検、緊急保安は、岐阜市を供給区域とする一般ガス導管事業者が行うものとする。
- (7) 現在の供給者は東邦ガス株式会社。
- (8) この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者による協議のうえ定めるものとする。

岐阜市 岐阜市南保健センター
担当 小森
TEL 058-251-8010

予定月間使用量・予定年間使用量

岐阜市保健所

供給年月		使用量 (m ³)
令和 8 年	4 月	2,400
令和 8 年	5 月	1,900
令和 8 年	6 月	4,300
令和 8 年	7 月	7,400
令和 8 年	8 月	8,500
令和 8 年	9 月	7,700
令和 8 年	10 月	4,300
令和 8 年	11 月	2,700
令和 8 年	12 月	9,100
令和 9 年	1 月	9,800
令和 9 年	2 月	9,600
令和 9 年	3 月	7,400
計		75,100

岐阜市南保健センター

供給年月		使用量 (m ³)
令和 8 年	4 月	600
令和 8 年	5 月	600
令和 8 年	6 月	1,300
令和 8 年	7 月	2,400
令和 8 年	8 月	2,800
令和 8 年	9 月	2,100
令和 8 年	10 月	600
令和 8 年	11 月	700
令和 8 年	12 月	1,900
令和 9 年	1 月	2,000
令和 9 年	2 月	2,100
令和 9 年	3 月	1,400
計		18,500

※ いずれも予定数量であり、実際の取引においては、検針による。また、発注者の都合により予定数量を上回り、又は下回ることができる。